

富山県警察性犯罪捜査員運用要綱の制定について（例規通達）

性犯罪は、他の犯罪に比べ、被害者に多大な精神的被害を与えるなど、極めて悪質な犯罪であるため、この種事件の捜査過程における被害者への適切な対応に努め、精神的被害の緩和を図る必要がある。

県警察としては性犯罪被害者の事情聴取等に適性を有する警察官を性犯罪捜査員に任命し、その一元的な管理及び運用を図るため、別添のとおり「富山県警察性犯罪捜査員運用要綱」を制定し、令和元年11月1日から施行することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

富山県警察性犯罪捜査員運用要綱

第1 目的

この要綱は、性犯罪（刑法上の不同意性交等、不同意わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯をいう。以下同じ。）被害者からの事情聴取等を適切に行うことにより、被害の潜在化の防止及び被害者の精神的負担の軽減を図るため、性犯罪被害者の接遇等に適性を有する警察官の管理及び運用に必要な事項を定め、もって性犯罪捜査の適性かつ強力な推進を図ることを目的とする。

第2 定義

富山県警察性犯罪捜査員（以下「性犯罪捜査員」という。）とは、性犯罪被害者（以下「被害者」という。）の事情聴取等を行うため、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命したものをいう。

第3 性犯罪捜査員の任務

性犯罪捜査員の任務は次のとおりとする。

- (1) 被害者の事情聴取に際し、捜査幹部の指揮を受けて自らこれを行うほか、性犯罪捜査員以外の警察官が事情聴取を行う場合においても、その補助を行うこと。
- (2) 被害者の診察においては、付き添いを行い、医師への説明、証拠資料採取等の適正な取扱いを実施すること。
- (3) 被害者の精神的被害を軽減するため、被害者からの相談等に応ずるとともに、適切な助言等を行うこと。
- (4) その他事件の特性にかんがみ、必要と認められる捜査の補助を行うこと。

第4 性犯罪捜査員の任命

本部長は、次表に掲げる基準により、被害者の接遇等に適性を有する警察官を、性犯罪捜査員に任命するものとする。

対 象 所 属		人 数
警察本部	生活安全部人身安全・少年課（人身安全対策室）	現員
	地域部地域企画課（鉄道警察隊）	現員
	刑事部捜査第一課	現員
警 察 署	富山中央警察署及び高岡警察署	男女各3名以上
	富山南警察署、富山西警察署及び射水警察署	男女各2名以上
	上記以外の警察署	男女各1名以上

第5 性犯罪捜査員の派遣

1 性犯罪捜査員の派遣要請

警察署長は、自署の性犯罪捜査員だけでは被害者への対応が不十分であると判断するときは、刑事部長に性犯罪捜査員の派遣を要請することができる。

2 性犯罪捜査員の派遣

刑事部長は、性犯罪捜査員の派遣要請を受けたときは、事案内容を検討のうえ、性犯罪捜査員を選定し、その所属の長に、派遣先及び派遣期間を明示して派遣を指示するものとする。

3 性犯罪捜査員の指揮

性犯罪捜査員の派遣を受けた警察署長は、当該性犯罪捜査員を指揮するものとする。

第6 派遣期間

性犯罪捜査員の派遣期間は、原則として7日以内とする。ただし、刑事部長は、捜査の進捗状況等により、その期間を延長することができる。

第7 教養及び訓練

刑事部捜査第一課長は、性犯罪捜査員に対し、定期的又は随時に必要な教養及び訓練を行うものとする。

第8 庶務

性犯罪捜査員の運用に関する事務は、刑事部捜査第一課において行うものとする。